

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
------------------	----------------

NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
-----------------------	----------------

CONVEYING PARTY DATA

Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
KCE Japan, Inc.		02/27/2001	CORPORATION: JAPAN

RECEIVING PARTY DATA

Name:	Konami Computer Entertainment Japan, Inc.
Street Address:	6-10-1, Roppongi, Minato-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 3

Property Type	Number	Word Mark
Registration Number:	2792720	ZONE OF THE ENDERS
Registration Number:	2870351	Z.O.E.
Registration Number:	2960664	

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)413-2220
Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.

Phone: 703-413-3000
 Email: tmdocket@oblon.com
 Correspondent Name: Jeffrey H. Kaufman
 Address Line 1: 1940 Duke Street
 Address Line 4: Alexandria, VIRGINIA 22314

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	312000US33
-------------------------	------------

DOMESTIC REPRESENTATIVE

Name:
 Address Line 1:

CH \$90.00 2792720

Address Line 2:

Address Line 3:

Address Line 4:

NAME OF SUBMITTER:

Jeffrey H. Kaufman

Signature:

/Jeffrey H. Kaufman/

Date:

08/27/2007

Total Attachments: 10

source=3042-001#page1.tif

source=3042-001#page2.tif

source=3042-001#page3.tif

source=3042-001#page4.tif

source=3042-001#page5.tif

source=3042-001#page6.tif

source=3042-001#page7.tif

source=3042-001#page8.tif

source=3042-001#page9.tif

source=3042-001#page10.tif

I, Masami Horie, of Toranomon East Bldg. 11F, 7-13, Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8408, Japan, do hereby certify that I am conversant with the English and Japanese languages and am a competent translator thereof, and I further certify that to the best of my knowledge and belief the following is a true and correct translation made by me of the document(s) in the Japanese language attached hereto.

Signed this June 12, 2007,



Masami Horie

Partial translation of Certificate of Commercial Register, Closed All Items

(C)

4-20-3, Ebisu, Shibuya-Ku, Tokyo KONAMI COMPUTER ENTERTAINMENT JAPAN, INC. Corporation No.0110-01-033577		
Trade name	<u>Japan Business Consultant Co., Ltd.</u>	
	<u>Konami Computer Entertainment Japan Co., Ltd.</u>	Registered on April 3, 2000
	<u>Konami Computer Entertainment Japan Co., Ltd.</u>	Approved on April 17, 2000
		Amended on April 17, 2000
	<u>KCE Japan, Inc.</u>	Changed on September 29 2000
		Registered on October 6, 2000
	Konami Computer Entertainment Japan, Inc.	Changed on February 27, 2001
Registered on February 27, 2001		
Location of head office	<u>4-20-3, Ebisu, Shibuya-Ku, Tokyo</u>	
Method of public notice	The statement is executed by publication in the <i>Nihon Keizai Shimbun</i>	
Date of incorporation	March 19, 1974	
Merger	Merged <u>Konami Computer Entertainment Japan Co., Ltd. at 4-20-3, Ebisu, Shibuya-Ku, Tokyo</u>	Registered on April 3, 2000
	Merged <u>Konami Computer Entertainment Japan Co., Ltd. at 4-20-3, Ebisu, Shibuya-Ku, Tokyo</u>	Approved on April 17, 2000
		Amended on April 17, 2000
Matters concerning the registered record	Moved head office from <u>1-14-6, Kurosuna, Inage-Ku, Chiba-shi</u>	Moved on January 4, 2000
		Registered on January 21, 2000
	Moved head office to <u>6-10-1, Roppongi, Minato-Ku, Tokyo</u>	Moved on July 7, 2003
		Registered on August 6, 2003
		Closed on August 6, 2003

This document certifies that all items recorded in the Commercial Register are closed.

February 7, 2007
Tokyo Legal Affairs Bureau Shibuya Branch
Registrar Kazuhiro SAITO
(sealed)

File number サ 208067 * Deleted matters are underlined.

1/1

閉鎖事項全部証明書

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン
 会社法人等番号 0110-01-033577

商号	<u>株式会社ジャパンビジネスコンサルタント</u>	
	<u>コナミコンピュータエンタテインメントジャパン</u>	平成12年 4月 3日登記
	<u>株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン</u>	平成12年 4月17日許可
		平成12年 4月17日更正
	<u>株式会社ケイシーイージャパン</u>	平成12年 9月29日変更
		平成12年10月 6日登記
<u>株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン</u>	平成13年 2月27日変更	
	平成13年 2月27日登記	
本店	<u>東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号</u>	
公告をする方法	<u>官報に掲載してする</u>	
	日本経済新聞に掲載して行う。	平成13年 6月22日変更 平成13年 6月29日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.konamijpn.com/	平成14年 5月 8日設定 平成14年 5月20日登記
	会社成立の年月日	昭和49年3月19日
目的	1. <u>コンピュータソフトウェアおよびゲーム機器ならびに電子部品の製作及び販売</u> 2. <u>前号の事業に関連する事業およびこれらに付帯する一切の業務</u>	
	1. <u>コンピュータソフトウェアおよびゲーム機器ならびに電子部品の制作および販売</u> 2. <u>前号の事業に関連する事業およびこれらに付帯する一切の業務</u> 平成12年 1月27日許可 平成12年 1月27日更正	
	1 コンピュータソフトウェアおよびゲーム機器ならびに電子部品の制作、製造およびこれらの輸出入販売 2 通信機器および各種情報処理端末等を利用したコンピュータソフトウェア	

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン
 会社法人等番号 0110-01-033577

	<p>の企画、設計、開発、制作、提供およびこれらの輸出入販売</p> <p>3 通信回線を利用したコンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、制作、提供およびこれらの輸出入販売</p> <p>4 マルチメディア関連の映像ソフト、音楽ソフト等の企画、制作、製造およびこれらの輸出入販売</p> <p>5 映画等の作品の企画、制作、配給およびこれらの輸出入販売</p> <p>6 書籍、雑誌等の出版物および電子出版物の企画、制作、出版およびこれらの輸出入販売</p> <p>7 キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、制作およびこれらの輸出入販売</p> <p>8 上記各号に関連する工業所有権、ノウハウ、技術、知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理</p> <p>9 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6月22日変更 平成13年 6月29日登記</p>	
額面株式1株の金額	金50円	
一単元の株式の数	1000株	
	100株	平成13年 6月22日変更
		平成13年 6月29日登記
発行する株式の総数	80万株	
	3046万4000株	平成12年 4月 3日登記
	5769万6000株	平成14年 6月21日変更
		平成14年 6月28日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 20万株	
	発行済株式の総数 761万6000株	平成12年 4月 3日登記
	発行済株式の総数 961万6000株	平成14年 2月 6日変更
		平成14年 2月15日登記
	発行済株式の総数 1442万4000株	平成14年 5月20日変更 平成14年 5月20日登記

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン
 会社法人等番号 0110-01-033577

資本の額	金1000万円	
	金3億9052万8000円	平成12年 4月 3日登記
	金33億6652万8000円	平成14年 2月 6日変更
		平成14年 2月15日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない	
	平成13年 6月22日廃止 平成13年 6月29日登記	
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 東洋信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 東洋信託銀行株式会社証券代行部 平成11年 4月 1日設置 平成12年 4月 3日登記	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社証券代行部 平成14年 1月15日変更 平成14年 1月15日登記	
役員に関する事項	取締役	吉岡基行 平成12年 1月 4日就任
	取締役	吉岡基行 平成12年 6月27日重任 平成12年 7月 7日登記
	取締役	吉岡基行 平成13年 6月18日重任 平成13年 6月29日登記
	取締役	吉岡基行 平成14年 6月21日重任 平成14年 6月28日登記
	取締役	吉岡基行 平成15年 6月18日重任 平成15年 6月26日登記

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン
 会社法人等番号 0110-01-033577

	取締役	<u>小島秀夫</u>	平成12年 1月 4日就任
	取締役	<u>小島秀夫</u>	平成12年 6月27日重任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	<u>小島秀夫</u>	平成13年 6月18日重任
			平成13年 6月29日登記
	取締役	<u>小島秀夫</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月28日登記
	取締役	<u>小島秀夫</u>	平成15年 6月18日重任
			平成15年 6月26日登記
	取締役	<u>下村聡</u>	平成12年 1月 4日就任
	取締役	<u>下村聡</u>	平成12年 6月27日重任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	<u>下村聡</u>	平成13年 6月18日重任
		平成13年 6月29日登記	
取締役	<u>下村聡</u>	平成14年 6月21日重任	
		平成14年 6月28日登記	
取締役	<u>下村聡</u>	平成15年 6月18日重任	
		平成15年 6月26日登記	
取締役	<u>中野功一</u>	平成12年 6月27日就任	
		平成12年 7月 7日登記	
取締役	<u>中野功一</u>	平成13年 6月18日重任	
		平成13年 6月29日登記	
取締役	<u>中野功一</u>	平成14年 6月21日重任	
		平成14年 6月28日登記	

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン
 会社法人等番号 0110-01-033577

		平成15年 6月18日退任
		平成15年 6月26日登記
<u>取締役</u>	<u>北 上 一 三</u>	平成13年 6月18日就任
		平成13年 6月29日登記
		平成14年 6月21日退任
		平成14年 6月28日登記
<u>取締役</u>	<u>下 道 隆</u>	平成15年 6月18日就任
		平成15年 6月26日登記
<u>東京都世田谷区等々力七丁目16番10号</u> <u>代表取締役</u>	<u>吉 岡 基 行</u>	平成12年 1月 4日就任
<u>東京都世田谷区等々力七丁目16番10号</u> <u>代表取締役</u>	<u>吉 岡 基 行</u>	平成12年 6月27日重任
		平成12年 7月 7日登記
<u>東京都世田谷区等々力七丁目16番10号</u> <u>代表取締役</u>	<u>吉 岡 基 行</u>	平成13年 6月18日重任
		平成13年 6月29日登記
<u>東京都世田谷区等々力七丁目16番10号</u> <u>代表取締役</u>	<u>吉 岡 基 行</u>	平成14年 6月21日重任
		平成14年 6月28日登記
<u>東京都世田谷区等々力七丁目16番10号</u> <u>代表取締役</u>	<u>吉 岡 基 行</u>	平成15年 6月18日重任
		平成15年 6月26日登記
<u>監査役</u>	<u>岩 垣 泰 正</u>	平成12年 1月 4日就任
<u>監査役</u>	<u>岩 垣 泰 正</u>	平成13年 6月18日重任
		平成13年 6月29日登記
<u>監査役</u>	<u>坂 本 光 弘</u>	平成12年 6月27日就任
		平成12年 7月 7日登記
<u>監査役</u>	<u>坂 本 光 弘</u>	平成15年 6月18日重任
		平成15年 6月26日登記

	監査役 山本哲郎	平成13年 6月18日就任
		平成13年 6月29日登記
		平成15年 6月18日辞任
		平成15年 6月26日登記
	監査役 成島廣	平成13年 6月18日就任
		平成13年 6月29日登記
	監査役 大沼昇	平成15年 6月18日就任
		平成15年 6月26日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 1100個</p> <p>新株予約権の申込の総数が上記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。</p> <p>なお、各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 11万株</p> <p>ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値に</p>	

	<p>1. 20を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または発行日の最終価格(当該日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い金額とする。</p> <p>「行使価額の調整」</p> <p>(1) 次の(i)または(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下、{行使価額調整式}という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。</p> <p>(i) 当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、「時価算定期間」という。)の最終価格の平均値(取引が成立しない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ロ) 当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合には、行使価額調整式に使用する時価は、時価算定期間の当該取引所(同時に複数の証券取引所に上場されている場合は主要な一取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含み、以下「終値」という。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される証券取引所をいう。ただし、時価算定期間に上場日が含まれる場合は、上場日の前日以前の期間における最終価格の平均値(取引が成立しない日を除く。)と上場日以降の期間における終値の平均値(終値のない日を除く。)との平均値とする。</p> <p>(ハ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。</p> <p>(ニ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。</p> <p>① 上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株</p>
--	---

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパン
 会社法人等番号 0110-01-033577

	<p>式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{新規発行} \quad \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>②上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(3)上記(1)(i)および(ii)に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成16年7月1日から平成19年6月30日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。</p>
吸収合併	<p>東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパンを合併 平成12年 4月 3日登記</p> <p>東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号株式会社コナミコンピュータエンタテインメントジャパンを合併 平成12年 4月17日許可 平成12年 4月17日更正</p>
登記記録に関する事項	<p>平成12年1月4日千葉市稲毛区黒砂一丁目14番6号から本店移転 平成12年 1月21日登記</p> <p>平成15年7月7日東京都港区六本木六丁目10番1号に本店移転 平成15年 8月 6日登記 平成15年 8月 6日閉鎖</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

平成19年 2月 7日

東京法務局
 登記官

齋藤和博

